

農林業センサスにおける民間開放への取組について

1 経過

統計調査の民間委託については、「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）に基づき、統計調査業務の一層の民間開放を速やかに推進するため、平成19年5月に「統計調査の民間委託に係るガイドライン」が改定されている。

2 統計調査の民間開放の手法と環境整備

農林業センサスについては、実査等に係る業務を法定受託事務として地方公共団体に委託して実施している。改定された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」においては、「法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法等がある」とされている。

このため2010年世界農林業センサスではこのガイドラインに基づき、地方公共団体の判断による民間開放が可能となるよう環境整備に取り組む予定である。

3 民間開放に向けたこれまでの取組

（1）都道府県及び市町村に対し、民間開放の意向を把握（平成19年11月）

各地方農政局及び地方農政事務所が各都道府県統計主管課及び都道府県内5市町村（農林業経営体数が上位）に対して「民間開放の仕組等」を説明するとともに、農林業センサスの民間開放についての意向を把握した。

その結果、民間委託について検討の意向を示したのは1市町村のみであった。

（2）民間委託による試行調査の実施（平成20年7月）

全国7道県において、調査内容に関する試行調査を本調査と同様の調査体系（都道府県－市町村－調査員）で行った。このうちの1市町村において、地方公共団体の段階における、実査・取りまとめに関する事務を民間事業者への委託による方法で実施した。

4 今後の取り組み

法定受託事務として地方公共団体に実査等を委託している統計調査について、民間委託を実施するためには統計法施行令の改正が必要である。

このため、地方公共団体が調査の民間委託を希望する場合には、それが可能となるよう必要な改正を行うこととする。

なお、改正については、統計法の全面施行が平成21年4月1日に予定されていることから、これにあわせて実施する方向で検討している。